

2020 年度 JEES・石橋財団奨学金(後期・派遣) 募集・推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、公益財団法人石橋財団(理事長石橋 寛氏)のご支援により、「石橋財団奨学金(後期・派遣)」(以下「本奨学金」という。)の奨学生を下記により募集する。

記

1 目的

本奨学金は、美術史を専攻する優秀な学生に対して奨学金を支給することにより、その分野でグローバルに活躍できる人材の育成に寄与すると共に、海外に留学する日本人学生と、海外から日本の大学に留学する外国人学生の双方を支援することにより、美術史の分野における日本と海外の大学間の相互交流を促進することを目的とする。

2 本奨学金の寄付者及び寄付の趣旨

本奨学金の寄付者である公益財団法人石橋財団は、美術・教育などの助成・振興を図り、文化の向上発展に寄与することを目的に、1956 年(昭和 31 年)に設立されて以来、美術館の維持・運営、教育・文化事業・芸術活動・国際教育などに取り組む学校や団体等の活動の支援を行ってきた。21 世紀に入ってから、進取性・人間性・国際性をテーマに新たな活動を展開し、その一環として、2011 年に奨学金事業を開始し、美術史の分野でグローバルに活躍できる人材を育成することを趣旨としてこの奨学金を提供された。

3 応募資格

次の各号のすべてに該当する者。

- (1) 原則として 2020 年度内に海外の大学の修士課程または博士課程に正規生として入学予定の日本人学生。
- (2) 美術史を専攻する者。
- (3) 本奨学金の支給期間中、他の奨学金の支給を受けない者。[貸与型(返済が必要なもの)奨学金、学費免除及び一時金は除く]
- (4) 留学の目的又は計画が明確で、修学の効果が期待できる者。
- (5) 心身共に健康であり、かつ品行方正で学業成績が優秀な者。
- (6) 授業等に適應することができる外国語能力を有する者。
- (7) 日本国内の大学(以下「大学」という。)の長の推薦を受けることができる者。大学は、寄付者と協議の上選定した指定校制とする。

4 採用人数

5 名程度

5 支給内容

月額奨学金 150,000 円

6 支給期間

2020 年 10 月より最長 2 年間

ただし、2020 年 11 月以降に留学を開始する場合は留学開始月から最長 2 年間とする。

7 応募・推薦方法

- (1) 本奨学金を受けようとする者(以下「応募者」という。)は、所定の様式による願書を、大学を通じて、本協会理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。
- (2) 大学の長は、3に挙げる応募資格に該当する者について、8に挙げる応募・推薦書類を理事長に提出するものとする。
- (3) 大学の長は、本奨学金の推薦と同時に、2020年度 JEES・石橋財団奨学金(後期・受入)の募集・推薦要項により学生を推薦する場合、8(4)に挙げる交流計画申請書を理事長に提出するものとする。なお、受入学生の募集・推薦要項については、別途示す。

8 応募・推薦書類

- (1) 願書(別紙様式 1。) 1 通
- (2) 応募者の写真(最近 6ヶ月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。) 1 葉
- (3) 推薦書(別紙様式 2。推薦理由は、指導教官等が記入すること。) 1 通
- (4) 交流計画申請書(別紙様式 3。2020年度 JEES・石橋財団奨学金(後期・受入)の募集・推薦要項により学生を推薦する場合のみ提出) 1 通

9 応募・推薦書類の提出期限

2020年6月18日(木)本協会必着。なお、締切期日を過ぎた場合や提出書類に不備のある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

10 選考方法及び結果の通知

理事長は、7の(2)により推薦された者について選考を行い、奨学生を決定する。結果は、2020年8月中を目途に大学を通じて通知する。なお、採否に関する照会には応じない。

なお、選考にあたっては、派遣と受入を一組とした推薦を優先することとする。

11 支給方法

本奨学金は、別に定める方法により、大学を通じて支給する。

12 受給者の義務

- (1) 受給者は、本奨学金支給期間中の学習・研究状況について、毎年度末及び奨学金受給終了後、学位論文または研究内容の概要および学業成績証明書と共に、所定の様式により、大学を通じて本協会に提出すること。
- (2) 受給者は、学籍に変更があった場合、所定の様式により大学を通じて本協会に遅滞なく届け出ること。
- (3) 受給者は、住所・連絡先に変更があった場合、大学在籍中は所定の様式により大学を通じて、大学卒業後は任意の様式により直接本協会へ遅滞なく届け出ること。
- (4) 本奨学金を受給した者は、自身の進路について、大学卒業時に所定の様式により、大学を通じて本協会に報告すること。
- (5) 受給者は、本協会又は寄付者の要請に応じ、アンケート等への回答、及び懇親会(成果報告会)への参加をすること。
- (6) 受給者は留学開始前に大学を通じて原則「学研災付帯海外留学保険」に加入すること。

13 奨学金支給の休止または終了および決定取消

- (1) 受給者が留学先の大学を長期欠席(1 か月以上)した場合は、本奨学金の支給を休止する。なお、休止事由が止んで、所定の様式をもって奨学金支給の再開を願い出たときは、6に記載した奨学金の支給期間内において奨学金の支給を再開することがある。但し、6の支給期間は延長しない。
- (2) 受給者が、次の①から④のいずれかに該当した場合には、本奨学金の支給を終了する。
 - ① 留学先の大学を卒業、退学、休学または留年した場合。

- ② 本奨学金受給者の義務を怠った場合。
 - ③ この要項の定める事項に該当しなくなった場合。
 - ④ その他受給者として相応しくないと判断された場合。
- (3) 寄付者からの寄付が滞った場合、事前通知のうえ、本奨学金の支給を休止または終了する。
- (4) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、本奨学金の支給決定を取り消す。

14 その他(注意事項等)

- (1) 受給者は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。ただし、13 に挙げる事項に該当する場合、すでに支給している奨学金の返還を求める場合がある。また、本奨学金寄付者への入社その他の付帯義務を負うものではない。
- (2) 本奨学金採用決定(本奨学金採用決定通知を大学が受領した時点)前に他の奨学金の受給が決定した場合、大学を通じて本協会に速やかにその旨報告すること。また、本奨学金奨学生として採用された場合、本奨学金を辞退し、他の奨学金を受給することはできない。
- (3) 過去本奨学金を受給した者の応募は妨げない。ただし、再度採用された場合の奨学金支給期間は、過去の支給期間とあわせて最長2年間とする。

15 個人情報の取り扱い

(1) 個人情報の管理

本協会は、本奨学金に関連して取得した願書・報告書等に記載される全ての個人情報を本協会の個人情報保護方針に基づき、細心の注意のもと管理・利用・破棄する。また、あらかじめ本人の同意がない限り、個人情報を他の第三者へ開示・提供しない。

(2) 個人情報の利用目的

本協会は、本奨学金に関連して取得した個人情報を適切に管理し、下記以外の目的には利用しない。

- ① 本奨学金の奨学生を決定するため。
- ② 奨学金支給事務のため。
- ③ 本奨学金懇親会の開催時に利用するため。
- ④ 本協会実施の学生援助プログラムの案内や参加の際の連絡手段として利用するため。
- ⑤ 報告書、お礼状、近況報告等を事前に受給者本人からの承諾を受けた上で、当協会及び奨学金寄付者のホームページ等において広報目的に利用するため。

16 応募・推薦書類の提出先・問い合わせ先

公益財団法人 日本国際教育支援協会 学生支援部 国際教育支援室
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-13-1 DLXビルディング 12階
TEL: 03-5454-5274 FAX: 03-5454-5242 E-mail: ix@jees.or.jp

以上